

平成 30 年度

県 税 決 算 の 概 要

企 画 県 民 部  
企 画 財 政 局  
税 務 課

## < 目 次 >

1 決 算 額	1
2 徴収歩合の状況	2
3 収入未済額の状況	3
4 主な税目の状況	5
5 令和元年度の税収確保対策等	11
(参考資料)	
平成30年度県税決算額	16

## 平成30年度の県税決算の概要について

### 1 決算額

- ・県税収入は、平成29年度決算額からは81億円減収となった。ただし、個人県民税・所得割における神戸市への税源移譲(教職員給与負担事務の移譲に係るもの)の影響(▲265億円)を除けば過去最高となる。
- ・地方法人特別譲与税を含めた全体では8,006億円となり、昨年度から18億円の増収となった。

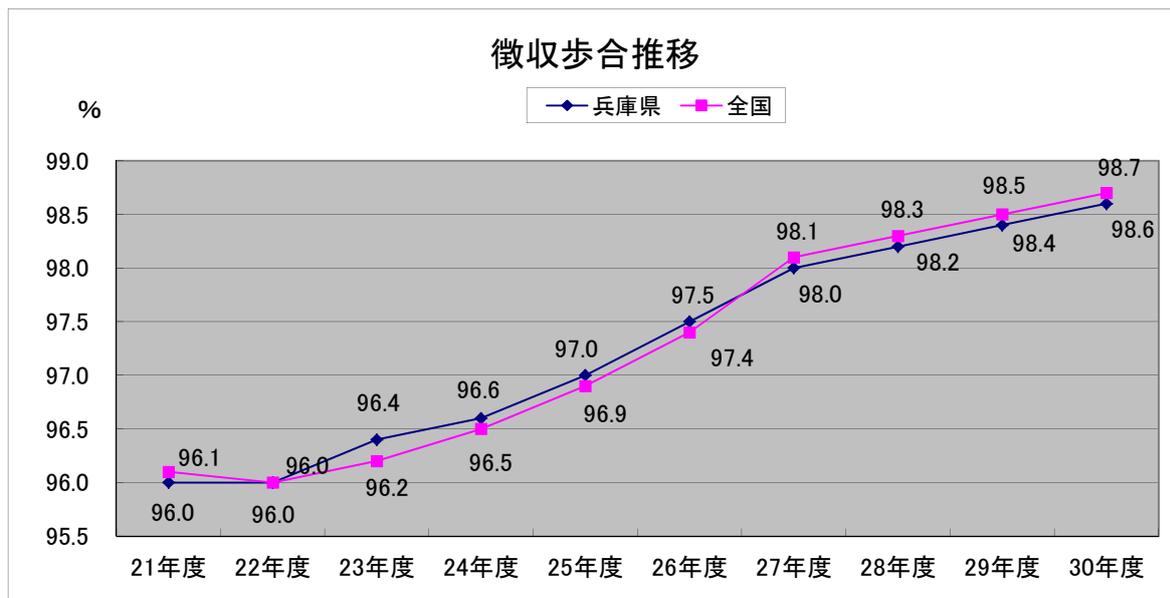
(単位:百万円、%)

区分 税目	平成29年度		平成30年度		対前年度 増減額 ②-①	対前年度伸率 ②/①
	決算額①	構成比	決算額②	構成比		
個人県民税	236,123	32.7	207,026	29.0	▲ 29,097	87.7
地方消費税(清算後)	186,486	25.8	195,170	27.3	8,684	104.7
法人関係税	157,174	21.7	167,282	23.4	10,108	106.4
事業税	135,536	18.7	145,006	20.3	9,470	107.0
県民税	21,638	3.0	22,276	3.1	638	102.9
自動車税	61,221	8.5	61,698	8.6	477	100.8
軽油引取税	37,999	5.3	39,369	5.5	1,370	103.6
不動産取得税	17,020	2.3	17,268	2.4	248	101.5
個人事業税	7,096	1.0	7,139	1.0	43	100.6
自動車取得税	7,889	1.1	8,292	1.2	403	105.1
県たばこ税	5,321	0.7	5,230	0.7	▲ 91	98.3
ゴルフ場利用税	3,583	0.5	3,447	0.5	▲ 136	96.2
県民税利子割	3,081	0.4	2,946	0.4	▲ 135	95.6
その他	48	0.0	49	0.0	1	98.1
合計	723,041	100.0	714,916	100.0	▲ 8,125	98.9
地方法人特別譲与税	75,806	—	85,721	—	9,915	113.1
合計(再計)	798,847	100.0	800,637	100.0	1,790	100.2
法人関係税 + 地方法人特別譲与税	232,980	29.2	253,003	31.6	20,023	108.6

(注) 「%」表示は、千円単位の税額により算出している。

## 2 徴収歩合の状況

- ・行革プランで全国平均を上回る徴収歩合を目標とし、兵庫県税収強化対策本部を設置し、現年課税分の早期納税の促進や差押の実施などの税収強化に取り組んだ結果、県税全体の徴収歩合は、昨年度を0.2ポイント上回る98.6%となり、データの存在する昭和23年度以降最高となった。

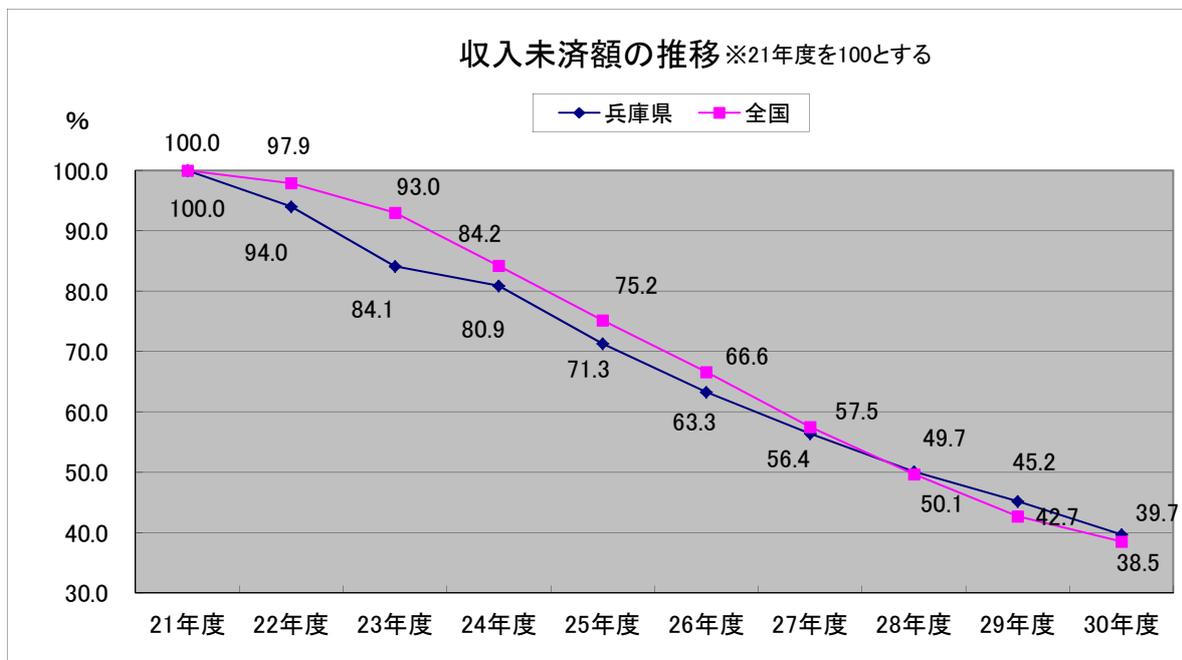


(単位: %)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	対前年度増減	対21年度増減	
県 税 合 計	96.0	96.0	96.4	96.6	97.0	97.5	98.0	98.2	98.4	98.6	0.2	2.6	
主 な 税 目	個人県民税	93.7	93.2	93.2	93.2	94.1	94.6	95.2	95.5	96.1	96.1	0.0	2.4
	法人関係税	98.9	98.9	99.2	99.3	99.5	99.6	99.7	99.7	99.8	99.9	0.1	1.0
	自動車税	95.0	95.5	96.0	96.6	97.1	97.6	98.0	98.3	98.5	98.7	0.2	3.7
	軽油引取税	94.7	97.0	99.4	99.6	99.3	99.4	99.4	99.7	99.7	99.7	0.0	5.0
	不動産取得税	86.6	88.4	88.8	91.8	92.9	95.4	95.8	96.8	97.5	96.4	▲ 1.1	9.8
	個人事業税	89.9	89.9	91.0	92.6	94.3	95.5	96.4	97.0	97.5	97.7	0.2	7.8
(参考) 全国平均	96.1	96.0	96.2	96.5	96.9	97.4	98.1	98.3	98.5	98.7	0.2	2.6	

### 3 収入未済額の状況

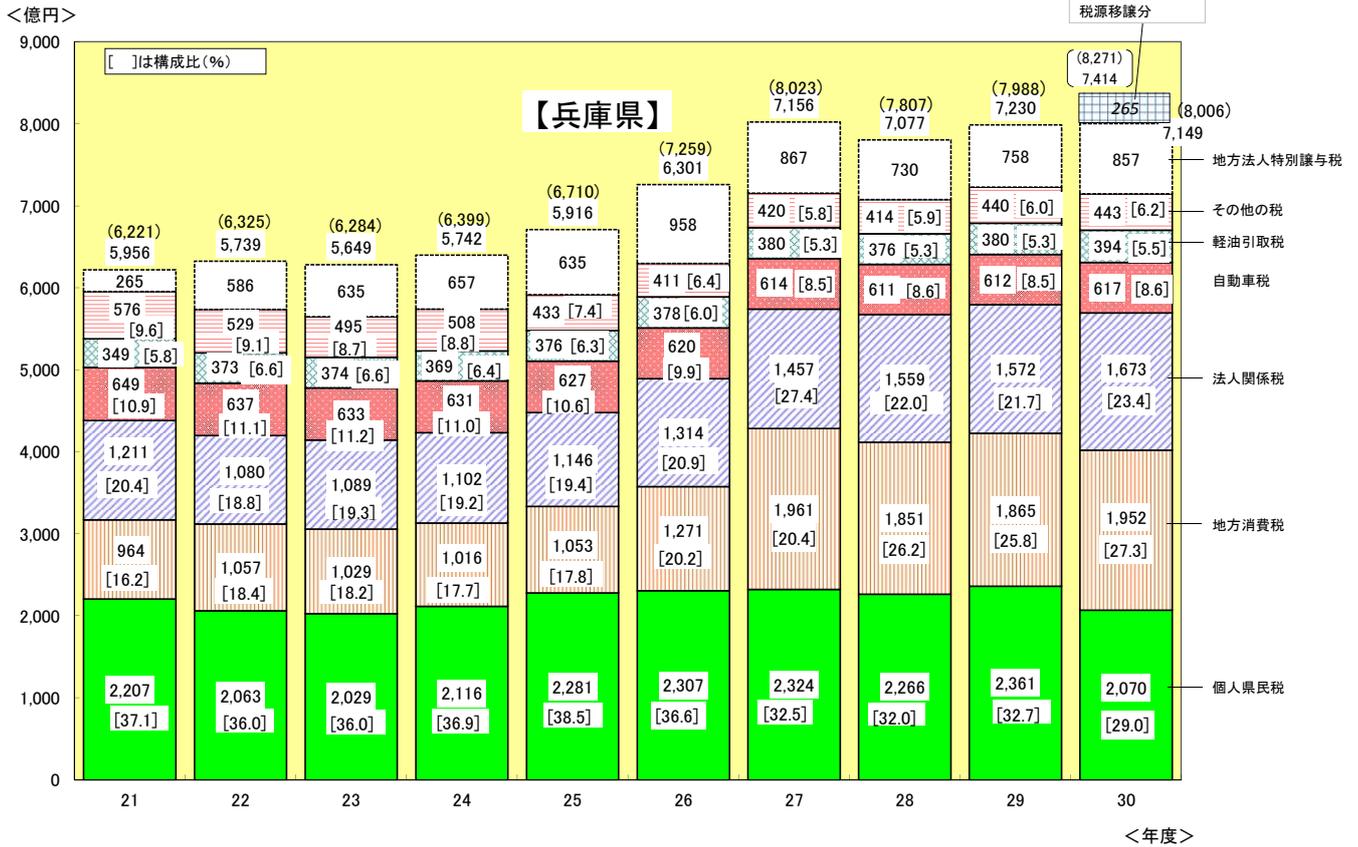
- ・収入未済額は、行革プランでは平成30年度には約100億円に縮減する目標を掲げてきたが、前年度から13億円減少して94億円となり、目標を達成した。  
平成21年度からは60.3%減少し、9年連続して減少した。



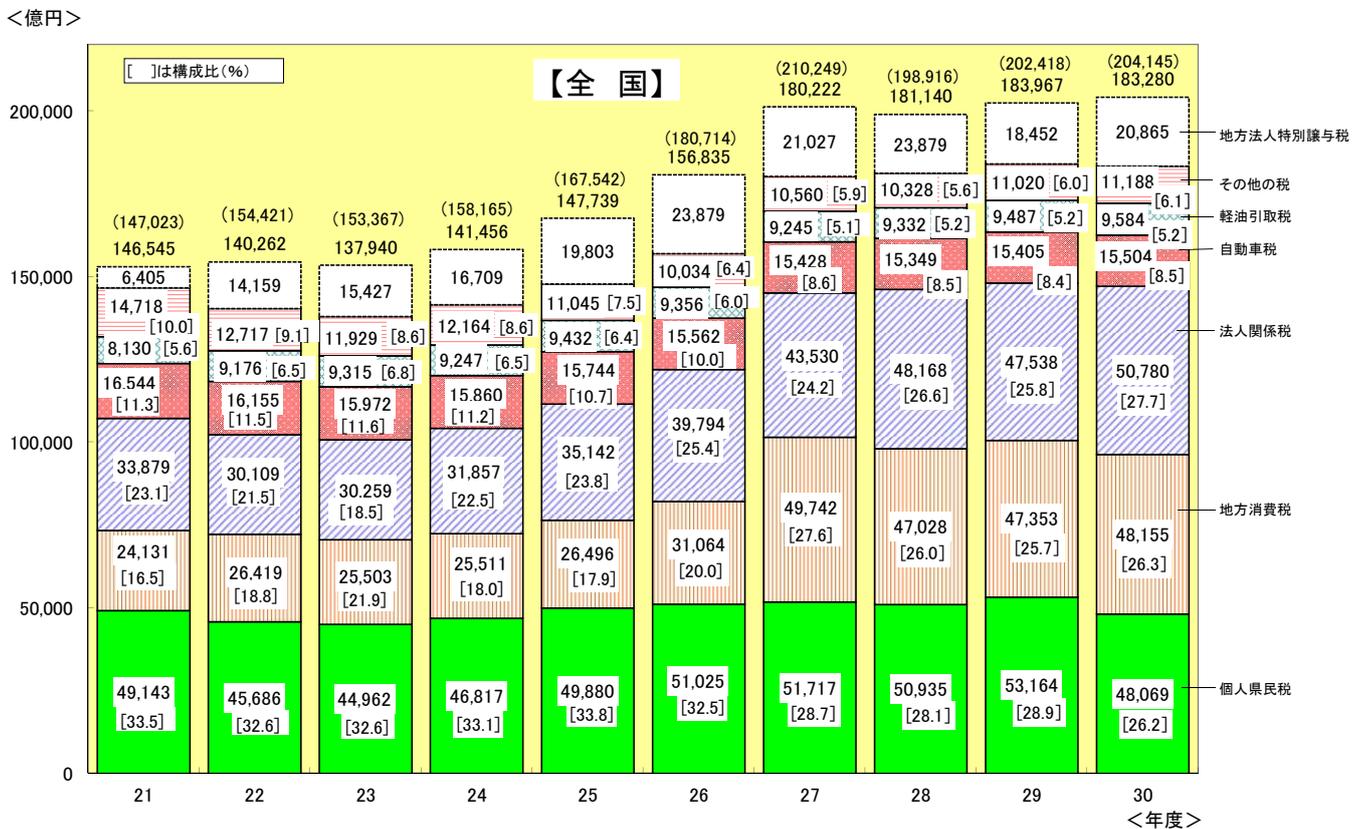
(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	対前年度増減	
県 税 合 計	23,641	22,216	19,881	19,126	16,867	14,963	13,343	11,844	10,678	9,394	▲1,284	
主 な 税 目	個 人 県 民 税	14,178	14,501	14,377	14,660	13,203	11,941	10,761	9,779	8,903	7,652	▲1,251
	自 動 車 税	3,080	2,701	2,343	1,997	1,680	1,344	1,121	948	832	718	▲114
	不 動 産 取 得 税	2,501	2,109	1,601	1,273	874	726	627	504	401	577	176
	法 人 関 係 税	1,210	902	746	604	475	443	388	316	282	195	▲87
	軽 油 引 取 税	1,668	1,160	217	139	273	233	218	102	102	101	▲1
	そ の 他 の 税	1,004	843	597	453	362	276	228	195	158	151	▲7
(参考)法定徴収猶予分・個人 県民税を除く収入未済額	7,625	6,477	5,249	4,292	3,304	2,729	2,505	1,999	1,757	1,722	▲35	
(参 考) 全 国	555,967	544,261	517,273	468,333	418,239	370,256	319,544	276,523	237,378	213,922	▲23,456	

# [決算額の推移]



※ 兵庫県の地方消費税は清算後の数値を計上。( )書きは地方法人特別譲与税を含む額



※ 全国の地方消費税は清算前の数値を計上。( )書きは地方法人特別譲与税を含む額

## 4 主な税目の状況

### ① 個人県民税

教職員給与負担事務が神戸市に移管され個人県民税所得割の2%分（税率4%→2%）が同市に移譲されたこと、株価低迷により株式等譲渡所得割が減収となったこと等により、前年度を下回る。

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
個人県民税	215,366	207,026	96.1	87.6	87.7
均等割・所得割	199,125	190,785	95.8	88.9	89.0
配当割	9,069	9,069	100.0	83.5	83.5
株式等譲渡所得割	7,172	7,172	100.0	65.3	65.3

（※均等割・所得割は市町で賦課・徴収を行っている。）

（参考）均等割・所得割の現年調定額

区 分	課 税 人 員		調 定 額		1 人 当 たり 税 額	
	(人)	対前年度比(%)	(百万円)	対前年度比(%)	(円)	対前年度比(%)
特別徴収	2,073,606	104.5	151,110	90.8	72,823	86.8
普通徴収	574,319	90.1	39,115	82.1	68,105	91.2
合 計	2,647,925	101.0	190,225	88.8	71,839	88.0

### ② 地方消費税

アジアからの化学製品や電気製品、中国からの鉱物性燃料等アメリカを除く主要地域からの輸入が多く品目で増加したことから、貨物割が伸び、前年度を上回る。

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
地方消費税 (清算後)	195,170	195,170	100.0	104.7	104.7

※地方消費税は各取引時に税が課されるが最終的な税負担者は最後の消費者となる。このため、最後の消費者が属する都道府県に税収を帰属させる必要があり、消費に関連した基準を用いて各都道府県に再配分する清算制度が設けられている。

(参考) 地方消費税 (清算前)

(単位: 百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
譲 渡 割	98,582	98,582	100.0	98.2	98.2
貨 物 割	92,317	92,317	100.0	106.2	106.2
合 計	190,899	190,899	100.0	101.9	101.9

### ③ 法人関係税

法人事業税、法人県民税ともに、好調な企業業績を反映して、前年度を上回る。

(単位: 百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
法人事業税	145,161	145,006	99.9	106.9	107.0
法人県民税	22,350	22,276	99.7	102.9	102.9
合 計	167,511	167,282	99.9	106.3	106.4

(参考1)

(単位: 百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
法人関係税	167,511	167,282	99.9	106.3	106.4
地方法人特別譲与税	85,721	85,721	100.0	113.1	113.1
計	253,232	253,003	99.9	108.5	108.6

(参考2)

(単位: 百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
法人事業税	145,161	145,006	99.9	106.9	107.0
地方法人特別税	62,961	62,884	99.9	107.8	107.7
計	208,122	207,890	99.9	107.2	107.2

(業種別の現年調定額の対前年度比)

・ 製造業 (109.8%)

< 増収となった主な業種 >

化学 (103.6%)、鉄鋼 (110.0%)、電機 (112.1%)、輸送用機械 (124.0%)

化学は主力商品の販売が伸び、鉄鋼は自動車向け鋼材等が、電機は鉄道向け等の重電システムが、輸送用機械は、航空機関連が好調であった。

<減収となった業種>

繊維（96.8%）、紙（88.0%）

紙は原料高、物流費高騰が収益を圧迫、繊維は国内販売低調により伸びない。

製造業全体では、2業種が減収となったのみで前年度を上回る

・非製造業（105.3%）

<増収となった主な業種>

建設（110.7%）、卸売（103.2%）、小売（102.3%）、運輸通信（107.6%）

高水準で推移している設備投資を反映した建設、白物家電の販売好調を反映した小売、鉄道事業が堅調な運輸通信等、全般的に好調であった。

<減収となった業種>

保険（95.9%）

保険料収入、資産運用益ともに悪化した影響で前年を下回る。

非製造業では、保険業を除く業種が前年度を上回っており、全体でも前年度を上回る。

#### ④ 自動車税

課税台数は減少（99.8%）したものの、平成29年度税制改正におけるグリーン化税制の見直しに伴い、軽課対象がより燃費のよい自動車に重点化されたことから、軽課影響額が減少（65.6%）し、前年度を上回る。

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
自動車税	62,489	61,698	98.7	100.6	100.8

〔課税状況〕（現年課税）（単位：台、%）

区 分	台数等	対前年 年度比
登録台数	1,786,453	99.7
非課税等台数	111,727	98.1
課税台数	1,676,809	99.8
1台あたり税額	36,779円	101.0

（課税台数内訳）（単位：台、%）

区 分	台 数	対前年 年度比
小型乗用車	1,128,146	100.4
普通乗用車	323,932	96.9
トラック等	224,703	101.1
合 計	1,676,809	99.8

（グリーン化に関する状況）（単位：%）

区分	台 数	対前年度比	調定額	対前年度比
軽課	51,644台	61.8	△1,228百万円	65.6
重課	384,421台	106.4	2,010百万円	105.4
合計	436,065台	98.0	782百万円	-

## ⑤ 軽油引取税

特約業者への納入数量が増加（104.2%）し、課税対象とならない引取数量等を除いた課税標準量も増加（103.6%）したことから、前年度を上回る。

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
軽油引取税	39,470	39,369	99.7	103.6	103.6

（課税標準量の対前年度比） 1,225千kl（103.6%）

## ⑥ 不動産取得税

土地については前年度を下回るものの、家屋において、新築分、承継分（中古）ともに大規模物件が増加したことから、全体では前年度を上回る。

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
不動産取得税	17,914	17,268	96.4	102.6	101.5

（現年調定額と対前年度比） （単位：百万円、%）

区 分		調定額	対前年度比
建 物	新 築	5,511	116.6
	承継（中古）	5,410	98.4
	小計	10,921	106.8
土 地		6,621	97.9
合 計		17,542	103.2

大規模家屋：新築 3,574百万円（128.6%）、承継 1,869百万円（103.3%）

## ⑦ 個人事業税

不動産貸付業等が前年度を下回るものの、請負業、税理士業を中心に伸び、全体としても前年度を上回る。

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
個人事業税	7,306	7,139	97.7	100.4	100.6

(主な業種の現年調定額と対前年度比等) (単位: 百万円、%)

区 分	30		
	調定額	対前年度比	構成比
不動産貸付業	2,834	98.6	39.6
請負業	1,317	102.3	18.4
物品販売業	461	99.5	6.5
税理士業	347	102.1	4.9
製造業	280	98.3	3.9
その他	1,909	103.9	26.7
計	7,148	100.8	100.0

## ⑧ 自動車取得税

平成29年度税制改正におけるエコカー減税制度の見直しにより、非課税対象車(100%軽減)をはじめとする軽減対象車数及び軽減額が減少したこと、軽自動車の売り上げ好調を反映して課税台数が増加したことから、前年度を上回る。

(単位: 百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
自動車取得税	8,292	8,292	100.0	105.1	105.1

(現年調定額等と対前年度比)

(単位: %)

区 分	調定額		課税台数		一台あたり税額	
普通自動車	7,099 百万円	104.4	108,342 台	99.0	65,524円	105.5
軽自動車	1,193 百万円	109.6	74,729 台	110.1	15,962円	99.5
合 計	8,292 百万円	105.1	183,071 台	103.2	45,293円	101.8

(エコカー減税の状況(新車))

(単位: %)

区 分	台 数	対前年度比	軽 減 額	対前年度比
100%軽減車	55,067 台	86.2	4,139 百万円	97.6
80%軽減車	8,402 台	682.5	317 百万円	854.3
75%軽減車	1,679 台	128.8	196 百万円	161.3
60%軽減車	11,998 台	102.0	255 百万円	94.9
50%軽減車	4,017 台	103.7	282 百万円	109.2
40%軽減車	21,050 台	130.1	263 百万円	125.6
25%軽減車	1,365 台	57.6	44 百万円	56.7
20%軽減車	31,998 台	56.7	301 百万円	41.6
合 計	135,576 台	86.3	5,797 百万円	97.7

### ⑨ 県たばこ税

課税本数が減少したことから、前年度を下回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
県たばこ税	5,230	5,230	100.0	98.3	98.3

(課税本数) 6,263百万本 (99.6%)

### ⑩ ゴルフ場利用税

自然災害によるコースのクローズや廃止の影響で課税人員が減少したことに加え、プレー料金の引き下げに伴って税率が下がり1人当たり課税額も減少したことから前年度を下回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
ゴルフ場利用税	3,447	3,447	100.0	96.2	96.2

(課税人員等と対前年度比) (単位：%)

区 分	人員・税額	対前年度比
課税人員	5,076千人	96.9
1人当たり税額	679円	99.3

(非課税人員) 1,267千人 (106.1%) (ゴルフ場数) 163カ所 (△2カ所)

### ⑪ 県民税利子割

郵便貯金の集中満期による郵便貯金利子増の影響で銀行等預金利子分について高い伸びが続いていたが、年度後半でその影響がなくなったため、前年度を下回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
県民税利子割	2,946	2,946	100.0	95.6	95.6

(現年調定額と対前年度比等) (単位：百万円、%)

区 分	調定額	対前年比
銀行等預金利子	2,642	92.7
公社債利子等	304	132.1
計	2,946	95.6

## 5 令和元年度の税収確保対策等

### (1) 税収確保対策

#### ① 取組方針

行財政運営方針に基づき、徴収歩合が全国平均を上回るとともに、収入未済額をさらに縮減するため、全県及び県民局・県民センター(県税事務所)に税収強化対策本部を設置し、税収確保対策に取り組む。

毎月、対策本部会議を開催し、進行管理の徹底を図る。

#### 【徴収歩合】

(単位：%)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
本 県①	96.6	97.0	97.5	98.0	98.2	98.4	98.6	98.7
全 国②	96.5	96.9	97.4	98.1	98.3	98.5	98.7	
差 (①-②)	+0.1	+0.1	+0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	

※令和元年度の本県は当初予算

#### 【収入未済額】

(単位：百万円)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1 見込	R1-H30
県税合計	13,343	11,844	10,678	9,394	9,134	▲260

#### ② 主な対策

##### ア 個人県民税の滞納対策の強化

##### (ア) 市町の徴収対策等への支援

個人住民税特別対策官を常設化し、技術支援及び情報提供に業務を重点化した上で、引き続き市町の徴収能力向上を支援

(個人住民税等整理回収チームによる市町派遣については平成30年度で廃止)

<支援内容>

- ・ 市町間連携への支援を行うため、市町間併任にかかる先進事例等の情報提供や市町間併任を必要とする市町の仲介等を実施
- ・ 地域別会議等の場を活用し、具体的な処理困難事例や効果的な徴収対策に関する情報提供を行うことなど、情報提供機会を充実
- ・ 全市町を対象に、法律解釈や徴収技術に関する質問に対応するとともに、特に困難な事案がある場合や進行管理が行えていない場合等に市町への個別指導を実施するなど、助言・指導の強化

##### (イ) 特別徴収の推進

平成30年度から開始した全ての事業者を対象とした特別徴収義務者の一斉指定を徹底するため、引き続き県内市町と連携しながら、事業者や関係団体等への周知・理解促進に取り組むとともに、特別徴収に応じない事業者への指導等を徹底

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30-29
特別徴収実施率	79.4%	80.5%	81.2%	82.4%	86.3%	+3.9%

#### (ウ) 県・市町共同徴収対策の実施

項目	R1 取組	H30 実績
共同文書催告	県民局・県民センターごとに設置している市町との地域別会議で毎年度具体的な実施内容を決定	20 市町 33,050 件
税込確保重点月間（12月）の市町との合同実施		合同重点月間の設定 5 地域
地域別市町職員研修		9 地域で開催、156 人参加

#### イ 滞納整理の強化

「滞納整理ガイドライン」、「滞納整理マネジメントマニュアル」及び「滞納整理支援システム」を活用し、差押執行分の処理促進、個人事業税の県下一斉催告の実施、自動車税の滞納分の処理促進、課税年度の古い滞納繰越分の集中処理等、催告や差押等による滞納処分等を計画的に進め、収入未済額の縮減を図る。

項目	R1 取組	H30 実績
R1 年度滞納分の処理促進	①自動車税特別支援班による電話催告 ②自動車税の書面による全県一斉催告(8・10・12・1・3月) ③個人事業税の文書・電話による全県一斉催告(10・12・1月催告)	① 催告件数： 7,414 件 ② 催告件数：142,368 件 計：149,782 件 徴収額：1,145,765 千円 ③ 催告件数：2,584 件 徴収額：97,386 千円
自動車税現年滞納分の集中処理	抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理	抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理 1,108 件、徴収額 17,632 千円
自動車税滞納繰越 1 年経過分の集中処理	①定期催告の強化 ②抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理	①定期催告の強化 ②抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理 687 件、徴収額 17,331 千円
長期間差押執行分の集中処理	H26 以前の差押分を中心に公売・他の債権差押・停止等を実施	H25 以前の差押分を中心に公売・他の債権差押・停止等の実施 51 件、徴収額等 8,203 千円
高額・困難事案の処理促進	①県民局・県民センター（県税事務所）ごとの税込強化対策本部において、地域の実情に応じた滞納対策を決定し実施 ②税込確保重点月間（12月）の設定	実施人員 31 人、徴収額 445,996 千円
タイヤロックを活用した自動車の差押え	②税込確保重点月間（12月）の設定	前提交渉 180 人、装着 8 台（7 台公売）、成果 21,005 千円（うち公売分 1,514 千円）
搜索による動産の差押え		9 県税事務所、39 箇所実施
インターネット等を活用した公売		15 物件、売却額 5,546 千円（うち、インターネット公売 11 物件売却額 4,858 千円）

※12 月を税込確保重点月間として市町とも連携し全県的に取組を実施  
H30 年度の効果額は上記各実績欄に含む

## ウ 軽油引取税の対策

平成 30 年度は、不正軽油を製造・販売し脱税していた者について、県警と連携して犯則調査を実施し、神戸地方検察庁に刑事告発した。

令和元年度は、不正軽油製造等に悪用されないよう、昨年消防署の協力を得て把握した、貯蔵施設を有する販売店等について、引き続き重点的に調査を実施する。

項 目	R1 取組	H30 実績
摘発の推進	近畿府県や県警等関係機関と連携して、不正軽油の流通阻止に向けて取り組むとともに、悪質業者の摘発を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の承認を受けずに不正軽油を製造・販売し脱税していた 2 業者のべ 13 人について神戸地検に刑事告発</li> <li>製造数量計 約 11 千 kℓ</li> <li>脱税額計 約 228 百万円</li> <li>・過少申告による特別徴収義務者に対する課税処分 4 者 約 2 百万円</li> </ul>
重点実施調査	軽油等貯蔵施設の完全捕捉と調査 ・H30 年度に引き続き、消防法で届出が義務づけられている石油類の貯蔵施設について、未調査や長期間調査を行っていない施設を中心に、重点的に調査を実施	軽油等貯蔵施設の完全捕捉と調査 ・全県 24 消防本部（局）から貯蔵施設の情報を入手し、リスト化 ・新たに判明した施設を優先に事業所調査を実施 133 事業者を調査 132 本抜取（不良 6 本） 不良分：他府県通報 2 継続調査 2、是認 2
路上・事業所における抜取調査	近畿府県不正軽油追放強調月間（10 月）等で実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上：20 回実施 270 本抜取（不良 5 本） 不良分：他府県通報 3 継続調査 1、是認 1</li> <li>・事業所：359 箇所 431 本抜取（不良 13 本） （重点実施調査分を含む） 不良分：他府県通報 7 継続調査 2、是認 4</li> </ul>
公共工事現場における抜取調査	県公共工事発注部局と連携して実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25 箇所で実施</li> <li>・38 本抜取（不良 0 本）</li> </ul>

※ 調査により不良軽油を発見した場合、販売経路等の追跡調査を実施し、購入者への不買指導、販売者への課税処分、他府県への通報等を行う。

特に悪質な者には、告発等を見据えた犯則調査に移行する。

## エ 納税環境の整備

クレジット納税等多様な納税手法の県民広報の推進とともに、新たな納税手法の検討や電子申告等利用可能金融機関の拡大など、納税環境の整備を促進する。

<新たな納税手法の検討例>

- ・ LINE Pay（ラインペイ）やPayB（ペイビー）などのスマホ決済の導入  
（課題）導入コスト、手数料、決済手段の選択（楽天ペイやPayPayなどの他アプリ）  
納付書の仕様変更等のシステム変更、導入に際しての金融機関との連携等

## （２）課税自主権の活用

本県では、課税自主権を活用し、法人県民税（法人税割）、法人事業税、県民税均等割について、超過課税を実施している。

### ① 法人県民税（法人税割）超過課税

区 分	内 容
実施期間（第9期）	（第9期） 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの5年間に開始する事業年度分 （第10期） 令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間に開始する事業年度分
対象	資本金（または出資金）の額が1億円超または法人税額年2,000万円超の法人
超過税率	（第9期） 4.0%（標準税率3.2%） （第10期） 1.8%（標準税率1.0%）
税収見込（第9期）	（第9期） 総額130億円程度（平成30年度:31億円） （第10期） 総額170億円程度
充当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援</li> <li>・ 子育てと仕事の両立支援</li> <li>・ 子育て世帯への支援</li> </ul>

### ② 法人事業税超過課税

区 分	内 容
実施期間（第9期）	平成28年3月12日から令和3年3月11日までの5年間に終了する事業年度分
対象	資本金（または出資金）の額が1億円超または所得金額7,000万円（収入金課税法人については5.6億円）超の法人
超過税率	標準税率（法人事業税と地方法人特別税（令和元年10月1日以後に開始する事業年度については特別法人事業税）の合算ベース）の1.05倍
税収見込（第9期）	総額400億円程度（平成30年度:88億円）
充当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ものづくり産業とサービス産業のバランスのとれた「産業力」の強化</li> <li>・ 県民の潜在力と政労使一体となった取組を生かした「人材力」の強化</li> <li>・ 兵庫のネットワークを生かした「国際力」の強化</li> <li>・ 産業立地基盤整備・防災力強化の推進</li> </ul>

### ③ 県民緑税（県民税均等割超過課税）

区 分	内 容
実施期間（第3期）	個人：平成28～令和2年度分 法人：平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間に開始する事業年度分
対象	個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人（一定の所得基準等を下回る等により均等割が課税されない人は対象外） 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人等
超過税率 （標準税率に上乘せ）	個人：800円（個人県民税均等割額の標準税率は1,000円） ※別途、東日本大震災の復興特例加算分として500円加算（平成26～令和5年度） 法人：標準税率の均等割額の10%相当額
税収見込（第3期）	総額120億円程度（平成30年度：25億円）
充当事業	・ 災害に強い森づくり ・ 都市の緑化（県民まちなみ緑化事業）

## （3）制度改革に向けた国への働きかけ強化（主な項目）

### ① 国・地方を通じた税制改革の実施

- ア 税財源の充実を図る税制の抜本改革の実施
  - ・ 国と地方の役割分担を踏まえた国・地方間の税源配分のあり方の見直し
- イ 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施
  - ・ 中長期的には、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との国地方間での税源交換を行うなどの税制の抜本改革の実施
  - ・ 事業活動の実態を反映できる分割基準の見直し
  - ・ 法人事業税交付金の不拡大

### ② 地方税体系の充実強化

- ア 自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討
- イ 森林環境税及び森林環境譲与税の導入・創設に伴う対応
- ウ ゴルフ場利用税の堅持
- エ 消費税率引上げへの対応

### ③ 人と企業の地方移転を促進する税制の導入

- ア 地域別の法人税率の設定
- イ UJIターンを促す個人住民税の地域別課税制度の導入

### ④ ふるさと納税における適切な制度設計

- ア ふるさと納税ワンストップ特例制度の廃止
- イ 制度本来の趣旨を踏まえた返礼品制度廃止の検討
- ウ 個人住民税の特例控除額の限度額（所得割額の2割）の見直し
- エ 「企業版ふるさと納税」の運用改善
  - ・ 制度の運用見直し
  - ・ 国税による税額控除への制度変更及び現行の減収相当分の財源補填

(参考資料)平成30年度 県税決算額

(単位：百万円)

税目	区分	平成30年度						
		最終予算額		調定額 (B)	徴収額 (C)	徴収率 (C)/(B)%	前年度決算対比	
		収入額 (A)	前年度決算対比 %				調定 %	徴収 %
個人県民税		206,795	87.6	215,366	207,026	96.1	87.6	87.7
地方消費税(清算後)		194,765	104.4	195,170	195,170	100.0	104.7	104.7
法人関係税	法人事業税	146,699	108.2	145,160	145,006	99.9	106.9	107.0
	法人県民税	23,378	108.0	22,350	22,276	99.7	102.9	102.9
	計 ①	170,077	108.2	167,510	167,282	99.9	106.3	106.4
自動車関係税	自動車税	61,669	100.7	62,489	61,699	98.7	100.6	100.8
	自動車取得税	8,323	105.5	8,292	8,292	100.0	105.1	105.1
	軽油引取税	39,482	103.9	39,470	39,369	99.7	103.6	103.6
	計	109,474	102.2	110,251	109,360	99.2	102.0	102.1
その他税	不動産取得税	16,984	99.8	17,914	17,268	96.4	102.6	101.5
	法人事業税	7,133	100.5	7,306	7,139	97.7	100.4	100.6
	県たばこ税	5,211	97.9	5,230	5,230	100.0	98.3	98.3
	ゴルフ場利用税	3,382	94.4	3,447	3,447	100.0	96.2	96.2
	県民税利子割	3,042	98.8	2,946	2,946	100.0	95.6	95.6
	狩猟税	36	97.4	37	37	100.0	97.9	97.9
	鉦区税	11	99.0	11	11	100.0	98.9	98.9
	計	35,799	99.0	36,891	36,078	97.8	100.3	99.8
合計	716,910	99.2	725,188	714,916	98.6	98.7	98.9	

[地方法人特別譲与税を含めた場合]

地方法人特別譲与税 ②	85,710	113.1	85,721	85,721	100.0	113.1	113.1
法人関係税(再計) ① + ②	255,787	109.8	253,231	253,003	99.9	108.5	108.6
合計(再計)	802,620	100.5	810,909	800,637	98.7	100.0	100.2

(注) 「%」表示は、千円単位の税額により算出している。